

# 新武蔵野クリーンセンター（仮称）

施設基本計画提言

施設・周辺整備協議会提言

概要版 -



平成 23 年 3 月

## 新武蔵野クリーンセンター【仮称】施設基本計画提言及び

### 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会提言に至る経過

現施設は稼働から26年を経て、その主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数とされる30～35年に近付きつつあり、以下の経過により具体的に新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設計画を進めている。

#### 1. 「精密機能検査」（平成18年2月）

「精密機能検査」を実施し、平成26年度から平成30年度の間での抜本的な大規模改修か建て替えが不可欠との調査結果を得た。

#### 2. 「第四期長期計画・調整計画」（平成20年3月）

ごみ処理施設の計画・整備は8～10年の期間を要する。そのため「第四期長期計画・調整計画」において、「持続可能な都市の形成」を目指す主要施策項目として「クリーンセンター建て替え計画の検討」を具体的に打ち出した。

#### 3. 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成20年3月）

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においても、「中間処理施設（現クリーンセンター）の更新」と明確に位置付けた。

#### 4. 「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」（平成20年6月）

「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」では、新たな施設に関連する課題を整理し、その後の議論を市民参加による委員会で行うこととした。

#### 5. 「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」（平成20年8月～平成21年6月）

市民参加による「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」（以下「まちづくり検討委員会」という）を設置し、「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺のまちづくり」の検討事項3点について、延べ16回の委員会と16回の小委員会での議論を重ね、新施設建設に向けた第一段階の道筋を立てた。

#### 6. 「市の基本的な考え方（案）」（平成21年9月）

まちづくり検討委員会より平成21年3月に提出された「中間のまとめ」に対するパブリックコメント（市民意見）や、同年7月に提出された最終報告書の説明会などを通じて、市民の意見を聞き、市の責任において、今後の新施設計画について「市の基本的な考え方（案）」をまとめた。

#### 7. 「市の基本的な考え方」（平成21年12月）

6回の説明会とパブリックコメント（市民意見）を通して、市民の意見を聞き、反映しつつ、「市の基本的な考え方」は、現施設周辺住民の理解と協力をいただきながら、基本計画の策定及び新施設と施設・周辺整備の素案づくりを進めていくために、「市の基本的な考え方（案）」を編集し直し、方向性をまとめた。

#### 8. 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」（平成22年2月～平成23年3月）

市民参加による「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」（以下「委員会」という）を設置し、「市の基本的な考え方」を基本に、施設の基本仕様（施設規模・公害防止基準・処理設備・煙突高さ・発電効率等）、環境影響調査計画、概算事業費・事業手法（PFI等導入可能性調査からの考察）などについて、延べ13回の委員会と12回での作業部会の議論を重ね、提言をまとめた。

【委員構成/16人】まちづくり・ごみ行政の学識経験者（2人）、廃棄物の専門家（2人）、武蔵野クリーンセンター運営協議会（5人）、クリーンむさしのを推進する会（1人）、コミュニティ研究連絡会（1人）、商店会連合会（1人）、公募市民（3人）、市（1人）

#### 9. 「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」（平成22年3月～平成23年3月）

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」（以下「協議会」という）を設置し、新施設の建設にあたり、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を延べ12回の協議会の議論を重ね、その結果を提言にまとめた。

【委員構成/16人】まちづくりの学識経験者（2人）、周辺住民代表（吉祥寺北町五丁目町会2人、緑町三丁目町会3人、緑町二丁目三番地域住民協議会3人）、緑町コミュニティ協議会（2人）、けやきコミュニティ協議会（2人）、緑懇話会（2人）、市（1人）

## 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画提言（案）骨子

新たに市役所北エリアに建設されるごみ処理施設の全体像としての5つの項目

- ごみ処理施設の基本仕様
- 施設建設用地の使い方（施設配置・動線）
- 周辺地域での生活環境調査の基準と具体的内容
- 施設の建設・運営方式の選択と整備事業費の概算
- 次世代型環境文化施設としての機能付加の考え方

## 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会提言（案）骨子

‘エコセンター（仮称）’と‘エコプラザ（仮称）’を軸に、「低炭素モデルの実現」、「地域力」の向上、「まちづくりとの連携」の3つのテーマを展開し、「低炭素社会の実現に向けたモデル地域としての取り組み」を実現することを提案する。

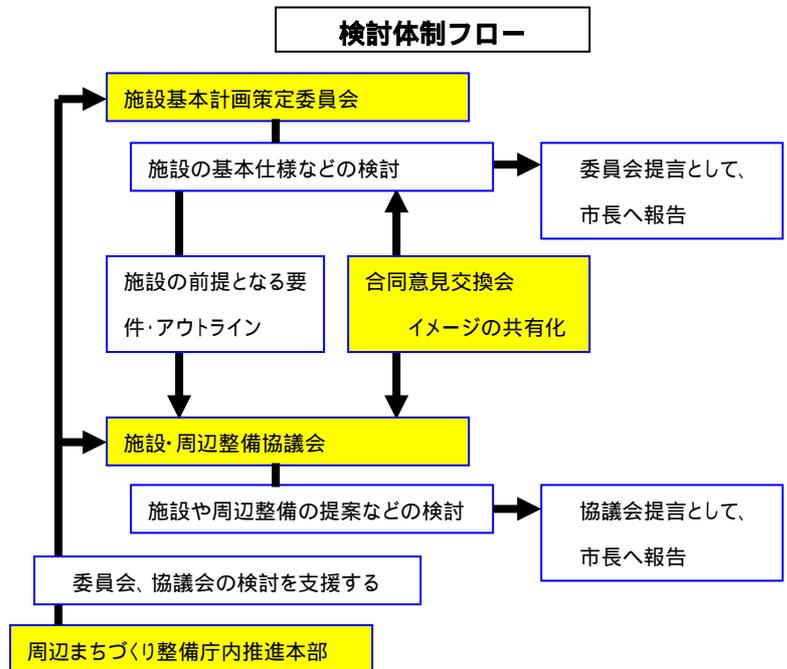
## 委員会、協議会、庁内推進本部の連携・検討体制

委員会は、施設の基本仕様、生活環境影響調査計画、概算事業費・事業手法について検討を行い、委員会提言として、市長へ報告する。

委員会は施設の前提となる要件とアウトラインを協議会に示し、協議会はこれに基づき、施設や周辺整備の提案などを検討し、協議会提言として、市長へ報告する。

検討過程において、委員会と協議会は合同意見交換会を行い、新施設に対するイメージの共有化を図る。

周辺まちづくり整備庁内推進本部は、市役所内の横断的な調整を図り、委員会での基本計画の検討及び協議会での施設・周辺整備の検討を支援する。



## 新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設地

市役所の北側（道路の向い）にある現クリーンセンター



新施設建設地

# 新武蔵野クリーンセンター（仮称） 施設基本計画提言【概要】

平成 23 年 3 月



## はじめに

### 本提言の目的

本提言の目的は、新たに市役所北エリアに建設されるごみ処理施設の全体像として、施設の基本仕様、施設建設用地の使い方（施設配置・動線）、周辺地域での生活環境影響調査の基準と具体的内容、施設の建設・運営方式の選択と整備事業費の概算、次世代型環境文化施設としての機能付加の考え方、を明らかにすることである。このため、平成 22 年 2 月に当委員会が設置され、従来からの「市民参加方式」の考え方を継承し、専門家の助言を受けながら 1 年余りの検討を進めてきた。

### 計画検討の姿勢

#### (1) ごみ問題解決への長期的・広域的視野の共有と市民の積極的な関わりの促進

今回、ごみ処理場という、すぐれて公共的な施設のあり方を、個人や近隣住民の範囲に止めることなく、全市民にとって、より長期的かつ地球規模にも及ぶ広域的な公益の観点から捉え、真の意味での「公共性」の確立を目指し検討を進めてきた。武蔵野方式とされてきた「市民参加方式」は、まさにこうした「公共性」の確立を目指す土壌であり、今回は技術的な分野や事業性の分野に至る地点まで、あえて踏み込むことによって、今後の市民参加や市民協働のモデル形成への挑戦を試みた。

#### (2) 地球環境、広域的な環境に及ぼす影響への最大限の配慮

新施設の建設においては、科学の進歩により解決してきた「安全・安心」について、現時点で最高水準の自主規制値を設定し、それに適う範囲で、現代の大きな課題である「地球環境の保全」に最大限配慮した。「安全・安心」の限りない追求は、温室効果ガスの増大、水資源の浪費など「地球環境の保全」を困難にし、両者間にトレード・オフの関係が生じる。また、市政全体で考えた時に福祉・教育・防災・その他の都市整備などに必要な財源の有限性に留意し、長期的な経済性を確保することも重要な課題とした。

#### (3) 適切な技術革新・先進事例成果の取り入れと建設・運営コスト削減への努力

現施設建設から 26 年が経過し、その間に多くの技術革新があったが、その導入には多額の費用を要したり、実績の不十分さなど、様々な課題が見られる。そうした「新技術の導入」にあたっては、現施設における課題を明確にし、焼却炉、排ガス処理、ごみ発電等の選択の面で、専門家の助言や先進事例の視察などにより、その可能性を模索し、かつ将来にも対応できるよう、採用の適否を判断した。今後の市民参加や市民協働のモデル形成への挑戦を試みた。将来、ごみの減量、技術革新、社会経済の変化などによる、ごみ処理施設の広域化や分散化が想定されることから、脱焼却の推進に努めていく。

#### (4) 施設周辺の地域社会と暮らし、今後のまちづくりへの重点的配慮

当委員会は、「豊富で多様な付加価値」により、新施設を「周辺地域に対する配慮・周辺環境に溶け込む施設・環境文化施設」とする方向を模索してきた。このため、当委員会としては周辺地域に住む住民によって構成される協議会に、前提となる要件とアウトラインを示しつつ、その素案づくりに協力した。

## ごみ処理施設の基本仕様

### 焼却施設

#### (1) 計画ごみ量

市が責任を持って市民・事業者とともにごみ減量を実行することを確認し、平成 19 年度の「ごみ処理基本計画」に記載されている平成 29 年度の予測値 **30,607t/年**を**計画ごみ量**とした。

#### (2) 計画ごみ質

平成 29 年度に予想されるごみ質を基準とし、将来の変化にも対応できるように**基準ごみ（平均値）** **9,300kJ/kg**、低質ごみ（下限値）6,000kJ/kg、高質ごみ（上限値）13,500kJ/kg と計画した。

#### (3) 焼却施設の規模

メンテナンス期間、災害発生時の対応を議論のうえ、30,607t/年の計画ごみ量を処理するために必要な**施設規模は、約120t/日**と設定した。

(4) 炉形式及び焼却残さの処理

安全性・安定性・実績等の観点から**ストーカ炉**を採用した。また、焼却により発生する残さは東京たま広域資源循環組合で製造される**エコセメントとして資源化する方式を継続**するとした。

(5) 炉構成・ごみピット容量

1 炉では休炉期間や故障時の対応が困難であり、3 炉では発電効率の低減や建築規模が巨大化するため、**焼却炉は2 炉**とした。また、**ピット容量は、点検期間に十分に対応できるよう6 日分**と設定した。

(6) 排ガス自主規制値

「安全・安心」を考慮した上で、現施設よりも更に厳しい、東京23 区内の施設や三鷹市・調布市の「ふじみ衛生組合」で採用されている**全国で最も厳しい値と同等の値に設定**するとした。

項目	単位	法規制値 1 (大気汚染防止法等)	新施設 自主規制値	現施設 自主規制値
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08 以下 (焼却能力 2 ~ 4t/h)	<b>0.01 以下</b>	0.03 以下
いおう酸化物 (SO <sub>x</sub> )	ppm	105 程度 (k 値 = 1.17)	<b>10 以下</b>	30 以下
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	ppm	250 以下	<b>50 以下</b>	150 以下
塩化水素 (HCl)	ppm	430 以下 2	<b>10 以下</b>	25 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1 以下 (焼却能力 2 ~ 4t/h)	<b>0.1 以下</b>	1 以下

(7) 排ガス処理設備

「安全・安心」の観点から、全国で最も厳しい自主規制値を守ることを前提として、地球温暖化対策と経済性、排ガス処理能力、メンテナンス性といった総合的な判断により、**現施設の湿式処理から乾式処理に変更**するとした。

(8) 白煙防止装置

現施設においては、煙突からの排ガスが白く見えることを防ぐための装置（白煙防止装置）を設置しているが、排ガスに加熱した空気を混入するエネルギーが必要となり、また、整備費・運営費が増額し、エネルギー効率もよくない。周辺住民に対し清掃工場のイメージを和らげることから設置したという過去の経緯から、**「白煙防止装置を停止する実験」を実施（平成 22 年 12 月）し、そのアンケート結果を確認し、設置しない方向を固めた。しかし、環境影響上において全く関係がないことを市民に丁寧に説明し、景観上の配慮から白煙を出来る限り見えなくするような技術的対策を講じるなどの配慮が必要との見解に至った。**

(9) 煙突の高さ

煙突が高ければそれだけ排ガスの拡散効果が高くなるが、あまりに高い煙突は景観や費用の面で問題がある。そのため、新施設で設定する排ガス自主規制値で拡散シミュレーションを行い、煙突の高さ 59m の場合において生活環境に影響がないことを確認した。また、59m よりも煙突を低くすることについては、周辺建物の高層化による懸念があるため、煙突の高さは 59m が適切と判断した。また、建築廃棄物や費用の削減、景観の保全といった観点から、**現施設の煙突を再利用することとしたため、煙突の高さは 59m、同じ場所での配置**となった。

**不燃・粗大ごみ処理施設**

(1) 不燃・粗大ごみ処理施設の規模

当初、約 8,000t/年が搬入されていたが、分別・リサイクル処理が進むことで、平成 21 年度には約 2,430t/年まで減少している。そのため、現施設は 50t/5h の処理規模だが**新施設では 10t/5h**とした。

(2) 不燃・粗大ごみ処理設備

「安全・安心」を前提条件とし、**新施設では現施設の高速回転破砕機にさらに低速回転破砕機を導入し、防爆対策を講じる。**また、現施設の人手による粗大ごみの解体、非鉄金属の回収を廃止し、機械化によって作業環境の改善、資源回収率の維持を目指すことにした。

## 地球温暖化対策

### (1) 地球温暖化対策

地球温暖化対策に寄与する施設として、蒸気を出来る限り効率よく利用するため、ごみ発電を導入する。さらに、新エネルギー（太陽光発電など）や屋上緑化などの導入を検討する。

### (2) 高効率な運転制御、設備、方式の導入について

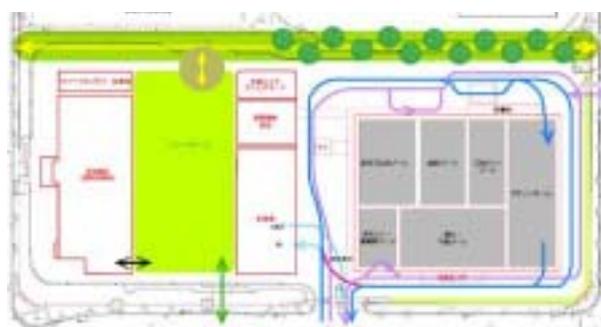
省エネルギー・地球環境の保全の観点から高効率な運転制御が可能な設備・方式を積極的に採用する。

## 施設建設用地の使い方

### 施設配置

施設配置は、以下の考え方にに基づき、現施設の東側に横型の配置とした。次年度以降、発注仕様書、基本設計図作成において、地下利用を含めた立体的な検討、付帯施設の配置・動線の検討、収集業務従事者への意見聴取などを行い、施設配置と後述の動線計画を決定する。

- ・周囲への影響を考慮し、都市計画で定められた範囲の中で、敷地内の東側とし、現施設より北側へ寄らない。
- ・既存煙突（外筒）を再利用し、メンテナンス性に配慮したプラント設備の配置を行う。
- ・建物高さは現施設と同程度の約 20m とし、地下利用を含めて敷地の有効利用を行う。
- ・敷地内の車両及び人の動線についても意識した配置計画とする。
- ・既存事務所棟、プラットホームを啓発施設として再利用する。



### 動線

現施設が稼動・運営を継続している新施設建設工事期間中、新施設が稼動している現施設の解体・撤去工事期間中において影響がないような動線計画とする。そして「開かれた施設づくり」実現のため、敷地内の車両の動線及び人の動線を明確にし、安全でスムーズな敷地内通行が可能な計画とする。

## 周辺地域での生活環境影響調査の基準と具体的内容

### 調査計画

新施設における生活環境影響調査は「廃棄物処理法」で定められた大気質、騒音、振動、悪臭、水質のみ実施が義務付けられているが、東京都環境影響評価条例で定められた項目と同程度のものとする。

### 実施スケジュール

生活環境影響調査は、下図のスケジュールで行います。

	平成 23 年												平成 24 年								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
現地調査（春、夏、秋、冬、通年）																					
報告書の公表																					
要求水準への反映																					
モニタリング計画へ反映 （周辺住民との調整）																					

### 調査項目

生活環境影響調査は、下表の項目について行います。

工事中に実施	供用後に実施	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）</li> <li>・騒音・振動</li> <li>・地盤</li> <li>・水循環</li> <li>・廃棄物</li> <li>・地域社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質（二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、粉じん）</li> <li>・悪臭 ・騒音 ・振動 ・地盤</li> <li>・水循環 ・日影 ・景観 ・廃棄物</li> <li>・温室効果ガス ・地域社会</li> <li>・緑の量・質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質において「その他有害物質」は現地調査のみ実施し、工事中と供用後の違いを確認する。</li> <li>・土壌汚染は、別途土壌調査を実施。</li> <li>・電波障害はスカイツリーの送信条件・性能が確定した段階で実施。</li> </ul>

## 施設の建設・運営方式の選択と整備事業費の概算

### 事業主体

市は、廃棄物処理法の定めにより市内のごみの処理に責任を負っている。そのため、新施設においても市が建設から運営まで事業主体となり、不測の事態が生じた場合においても、市が主体的に判断して対応することで、周辺住民との信頼関係を損なうことなく、安全で安心なごみ処理サービスの提供を行うことができる。

### 概算事業費

施設規模に基づく建設費用の概算は、新施設建設概算費用を 80 億円（焼却施設 60 億円、不燃・粗大ごみ処理施設 10 億円。現施設工場部解体・撤去費 10 億円。周辺整備費は別途）と想定した。

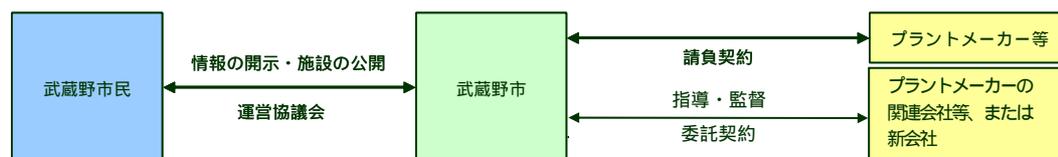
### 事業手法（整備運営）

国からの交付金、市債などを活用し、施設整備を行う手法が最も有利となることを確認した。また、現施設では建設及び運営を別々に単年度で入札、発注するという方式を採用していたが、新施設では建設から長期の運営までを一括で発注し、民間事業者のノウハウを生かした効率的な運営ができる DBO 方式（建築主、施設所有ともに公共が行い、施設整備・運転管理を一括長期契約することで、コストを抑え、民間のノウハウを生かす発注方法）を採用することとした。

### モニタリング方法

市は、民間事業者による施設整備及び運転管理が要求水準書に従い適切に実施されているかどうかを確認し、必要に応じて是正させるなどの措置をとるためにモニタリングを行う。特に運転管理は、長期間にわたり実施されることから、市の担当者が代わっても継続的に行われるようモニタリングをマニュアル化しておく必要がある。このマニュアルに則り、「安全・安心」を前提として、市の担当部局を中心に、外部アドバイザー等の協力を得ながらモニタリングを行うこととする。DBO 方式を採用しても、現施設と同様に、市の責任体制が明確であることに変わりはない。

モニタリング実施においては、品質管理などでよく用いられる PDCA サイクルを活用し、市と事業者で定期的に設計内容、整備状況、運転状況の確認を行うこととする。その結果については運営協議会等に対して報告・確認を行い、また規制値が常に満足されていることを確認できる表示などの仕組みを取り入れることにする。



## 次世代型環境文化施設としての機能付加の考え方

「豊富で多様な機能による付加価値」により、新施設を「周辺地域に対する配慮・周辺地域に溶け込む施設・環境文化施設」とするため、当委員会としては周辺地域に住む住民によって構成される協議会に、規模や施設配置など前提となる要件とアウトラインを示しつつ、その素案づくりに協力した。その結果を踏まえた「エコな観点による施設整備イメージ」が協議会によって作成され、当委員会との共通項とした。

## 今後の検討の進め方についての提案

今後は、当委員会の提言を基に、市は施設基本計画を策定し、さらに、市は当委員会の提言を実現すべく、技術的な見地により安全面、安定面、環境面、コスト面などの観点から検証を行い、次世代型環境文化施設としての役割を担うべく建築に関する基本設計を含む発注仕様書を作成し、事業者選定へ進めることになる。その過程において、市民参加による検討組織をつくる。

また、新施設の建設は、市民一人一人が出すごみに起因する課題であり、全市民的な取り組みとして、今後も全市民によって共有すべき参加と協働の哲学を最大限貫き通す必要があると考える。

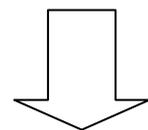
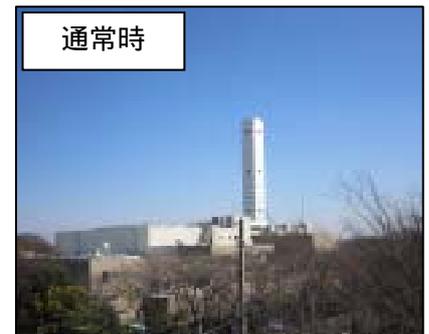
## (参考) 白煙防止装置を止める実験アンケート

エネルギーを最大限有効に活用することにより、地球温暖化対策推進に寄与し、また白煙防止装置を付けないことで、新しい施設の建設費もそれだけ安くなり（白煙防止装置約 1 億円）発電効率を上げることもできるため、運営費も節約でき、地球温暖化対策に熱心な施設として国からの交付金も多くなる（約 5 億円増）。周辺住民に対し清掃工場のイメージを和らげることから設置したという過去の経緯から、「白煙防止装置を停止する実験」（平成 22 年 12 月）を行い、周辺の住民を対象としてアンケートを実施することで実際に市民が白煙についてどのように考えているか確認することとした。

### 白煙防止装置を止める実験アンケート結果

#### 【回答数・回収率】

住所	発送数	回答数	回収率
緑町 1 丁目	1,080	154	14.3%
緑町 2 丁目	2,470	485	19.6%
緑町 3 丁目	328	75	22.9%
吉祥寺北町 4 丁目	1,550	268	17.3%
吉祥寺北町 5 丁目	690	116	16.8%
その他		1	
不明		5	
合計	6,118	1,104	18.0%



#### 【白煙防止を行わないことに対する回答】

項目	回答数	回答率
賛成	731	66.2%
反対	110	10.0%
どちらとも言えない	251	22.7%
不明	12	1.1%
合計	1,104	100.0%



#### 【「賛成」の理由】(複数回答)

賛成理由	回答数	回答率
エネルギーの有効利用	484	66.2%
地球温暖化対策	547	74.8%
コスト削減	578	79.1%
白煙防止装置分のスペースの有効利用	147	20.1%
その他	42	5.7%
不明	9	1.2%

#### 【「反対」の理由】(複数回答)

反対理由	回答数	回答率
環境被害が不安	83	75.5%
悪臭が心配	29	26.4%
ススなどが出ることが心配	27	24.5%
景観に良くない	52	47.3%
その他	22	20.0%
不明	13	11.8%

#### 実験中の排出ガス調査結果

(1) 大気汚染物質  
白煙排出実験期間中の排ガス中の大気汚染物質濃度の測定結果は、すべての項目で平成 19～22 年度の通常化稼働時の濃度とほぼ同程度であり、協定基準値等及び法定基準値を大きく下回った。

(2) 臭気  
規制基準のある臭気指数・臭気排出強度は、すべて実験前の通常稼働時とほぼ同程度であり、規制基準値を大きく下回った。

# 新武蔵野クリーンセンター（仮称） 施設・周辺整備協議会提言【骨子】

平成 23 年 3 月

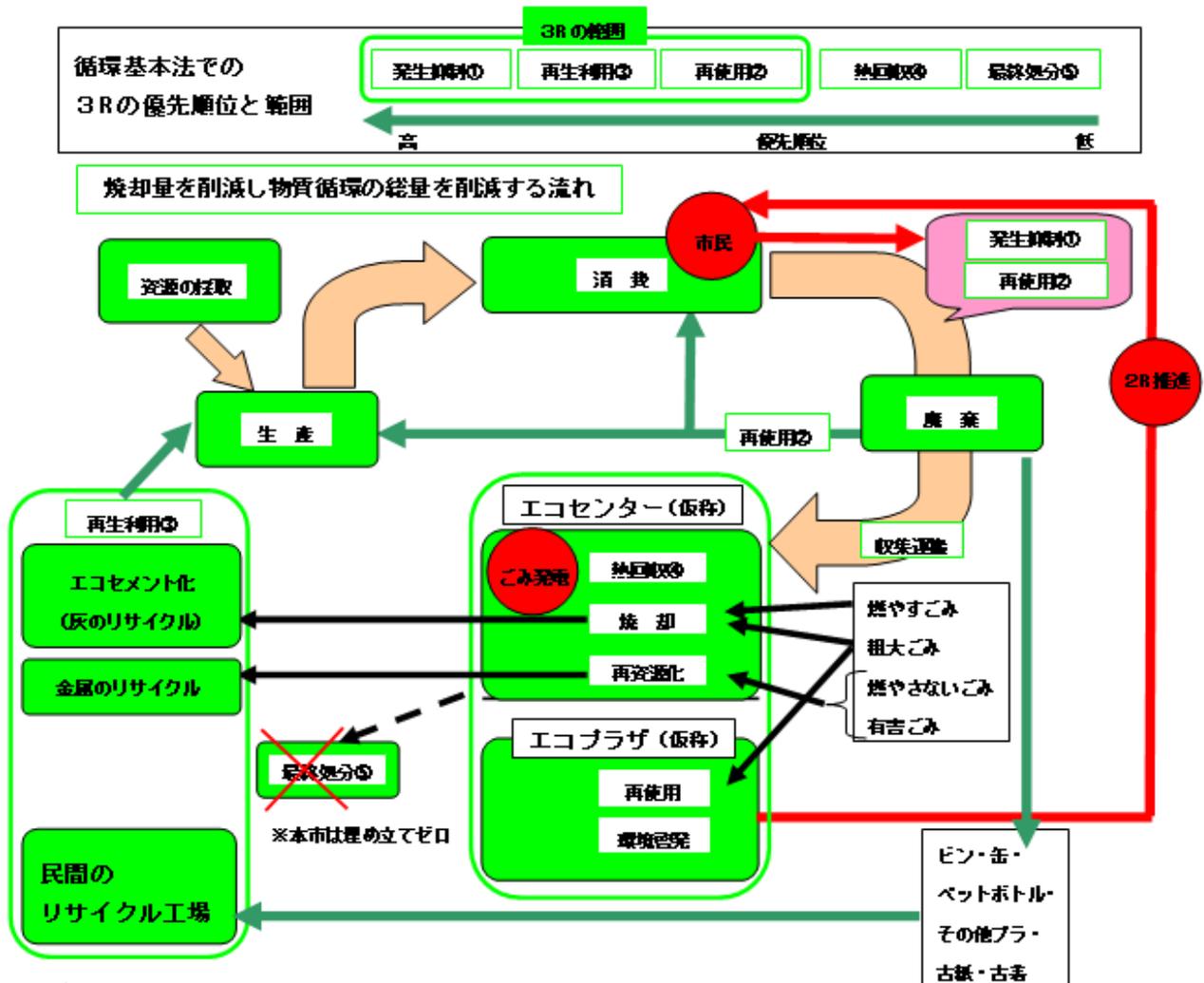


## エコセンター（仮称）とエコプラザ（仮称）の役割

協議会では、'エコセンター（仮称）'と'エコプラザ（仮称）'を軸に、「低炭素モデルの実現」、「地域力」の向上、「まちづくりとの連携」の3つのテーマを展開し、「低炭素社会の実現に向けたモデル地域としての取り組み」を実現することを提案する。

新クリーンセンターを'エコセンター（仮称）'と名付け、ごみ焼却、再資源化施設の中で、ごみ発電による「熱回収」としてのエネルギー供給施設として位置付ける。また、焼却した灰は日の出町二ツ塚へ搬入し、エコセメントとして「再生利用」する。燃やさないごみ、粗大ごみから鉄、アルミを中心に、レア金属の回収も行い、「再生利用」を進める。この'エコセンター（仮称）'に搬入されるごみから「再使用」へ返還させる施設が現施設の事務所棟・プラットホームを再利用する'エコプラザ（仮称）'である。例えば、市民の手によって家具を再生し、そして市民が再使用する。'エコプラザ（仮称）'を発展させるため、「発生抑制」、「再使用」へつながる市民へのごみ減量の啓発プログラムを展開する。この両輪が低炭素社会構築をけん引することで、将来、この両輪のバランスが変わり、焼却量を削減し物質循環の総量を削減する目標とする。さらに、'エコプラザ（仮称）'は「低炭素モデルの実現」、「地域力」の向上、「まちづくりとの連携」を進める拠点と展開していく。

将来、ごみの減量、技術革新、社会経済の変化などによる、ごみ処理施設の広域化や分散化が想定されることから、市民としては暮らしの中での2R（「発生抑制」、「再使用」）を軸に、脱焼却の推進に努めていく。



# 議論の地図/議論のあゆみ

当協議会は、「協議会の基本コンセプト」づくりからはじまり、先進事例を現地視察しながら、これからこの地域で整備していくべき、また目指していくべき道筋（目標）について議論してきた。

ここでは、当協議会において積み重ねてきた「議論のあゆみ」を整理するとともに、その議論の概要について振り返ることとする。「議論のあゆみ」は、以下のとおり整理できる。

## 協議会の基本コンセプト（協議会の議論の進め方）をつくる 2. 参照

メインテーマについての議論

3つの個別テーマ【施設整備/エリア整備/周辺整備】のコンセプトについての議論

P.13

## 施設・周辺整備のイメージ化に向けた研究をする 3. 参照

イメージを膨らませるための先進事例の視察

まちづくりとクリーンセンターとの関係・在り方についての議論

P.14 ~ P.15

## 施設・周辺整備事項について考える 4. 参照

実態把握のための周辺地域の現地踏査【タウンウォッチング】

「プラスの機能による付加価値の創出」についての議論

施設整備/エリア整備/周辺整備の3つに必要な機能についての議論

P.16 ~ P.19

## ‘エコセンター（仮称）’と施設整備がどうあるべきかイメージする 5. 参照

‘エコセンター（仮称）’と‘エコプラザ（仮称）’のイメージ化についての議論

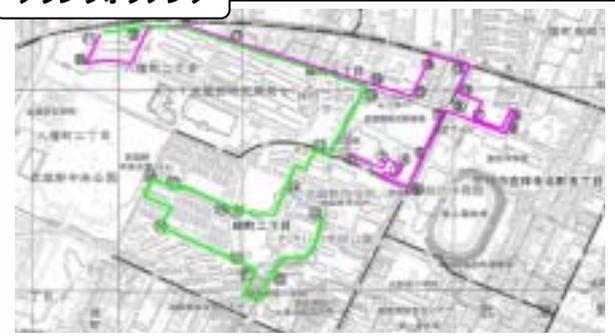
P.20 ~ P.22

H22.3

### 研究・状況把握

### 施設整備・エリア整備・周辺整備の具体化

#### タウンウォッチング

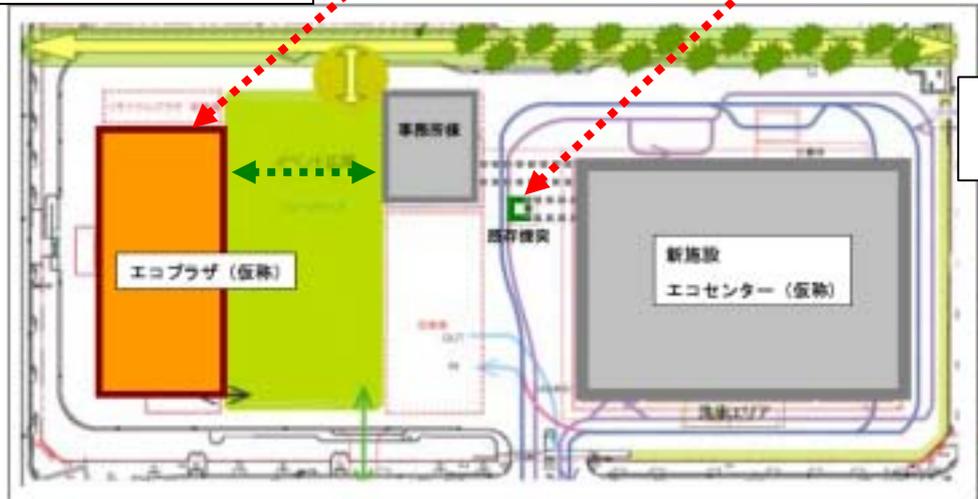


#### 施設整備



管理棟・プラットフォーム再利用

煙突再利用



先進事例視察



広島市中工場



中央区リサイクルプラザ



港区エコプラザ

P.26 ~ P.27

‘まちに溶け込む次世代型市民施設’について考える 8. 参照  
まちに溶け込む次世代型市民施設とはどういうことかの議論

運営協議会の役割について考える 9. 参照

今の運営協議会の役割の把握

P.28 ~ P.29

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設 P.30

基本計画策定委員会と合同協議事項 10. 参照

生活環境影響調査計画、白煙防止装置、煙突高さ

低炭素社会の実現に向けたモデル地域としての  
取り組みを考える 11. 参照

ここからできる低炭素社会構築のための

取り組みについての議論

P.31 ~ P.45

P.24 ~ P.25

‘エコセンター（仮称）’と施設・周辺整備が  
どうあるべきかイメージする 7. 参照

周辺整備をイメージ化するための議論

P.23

‘エコセンター（仮称）’とエリア整備が  
どうあるべきかイメージする 6. 参照

エリア整備のイメージ化についての議論

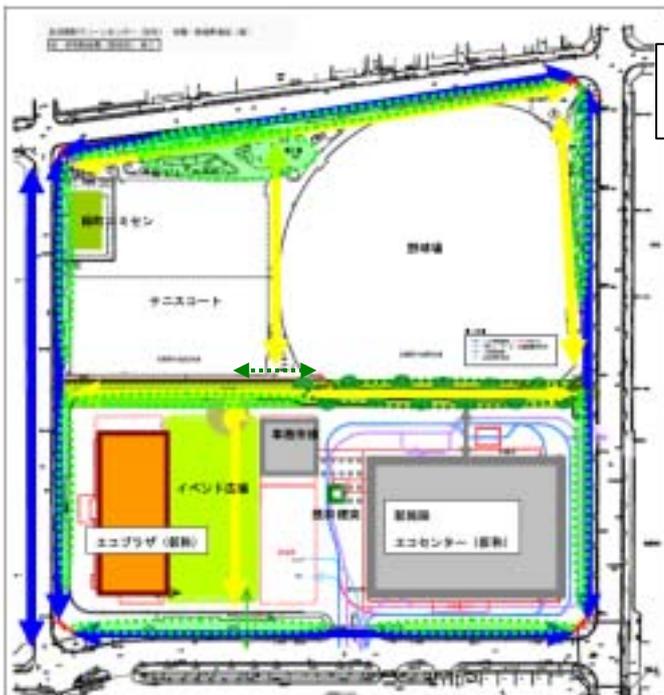
施設整備・エリア整備・周辺整備の具体化

施設・周辺整備のまとめ

H23.3

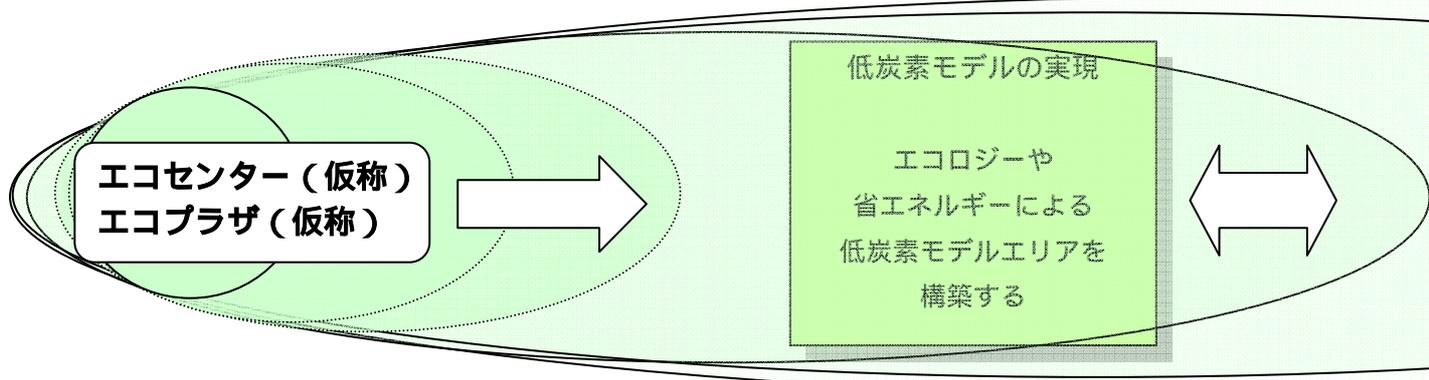
エリア整備

周辺整備



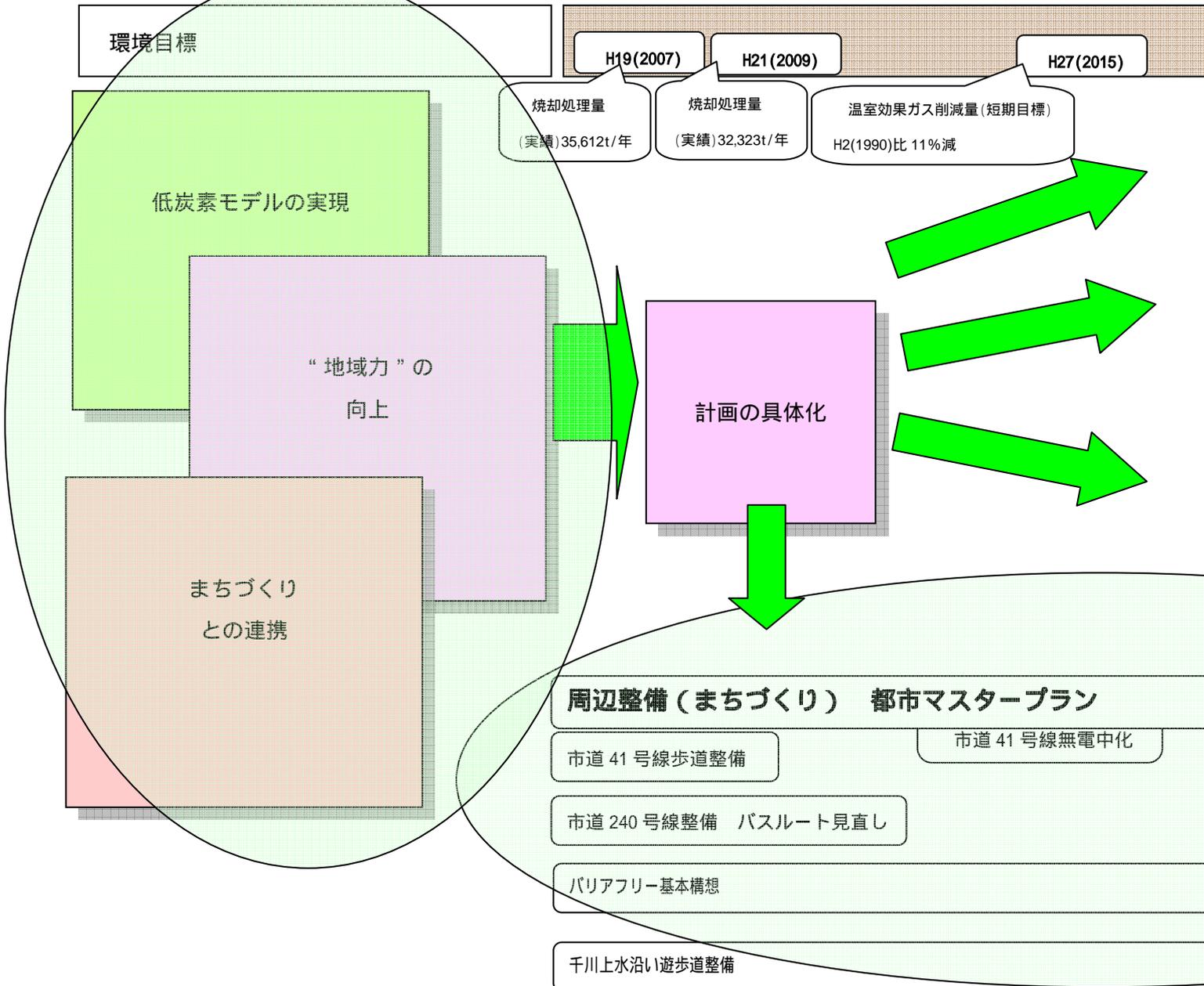
# 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

「低炭素社会の実現に向けたモデル地域としての取り組み」の実現のための3つのテーマ



## 施設・周辺整備イメージ

3つのテーマに基づき、時間軸によって整理した施設・周辺整備イメージ（案）は以下のとおりである。



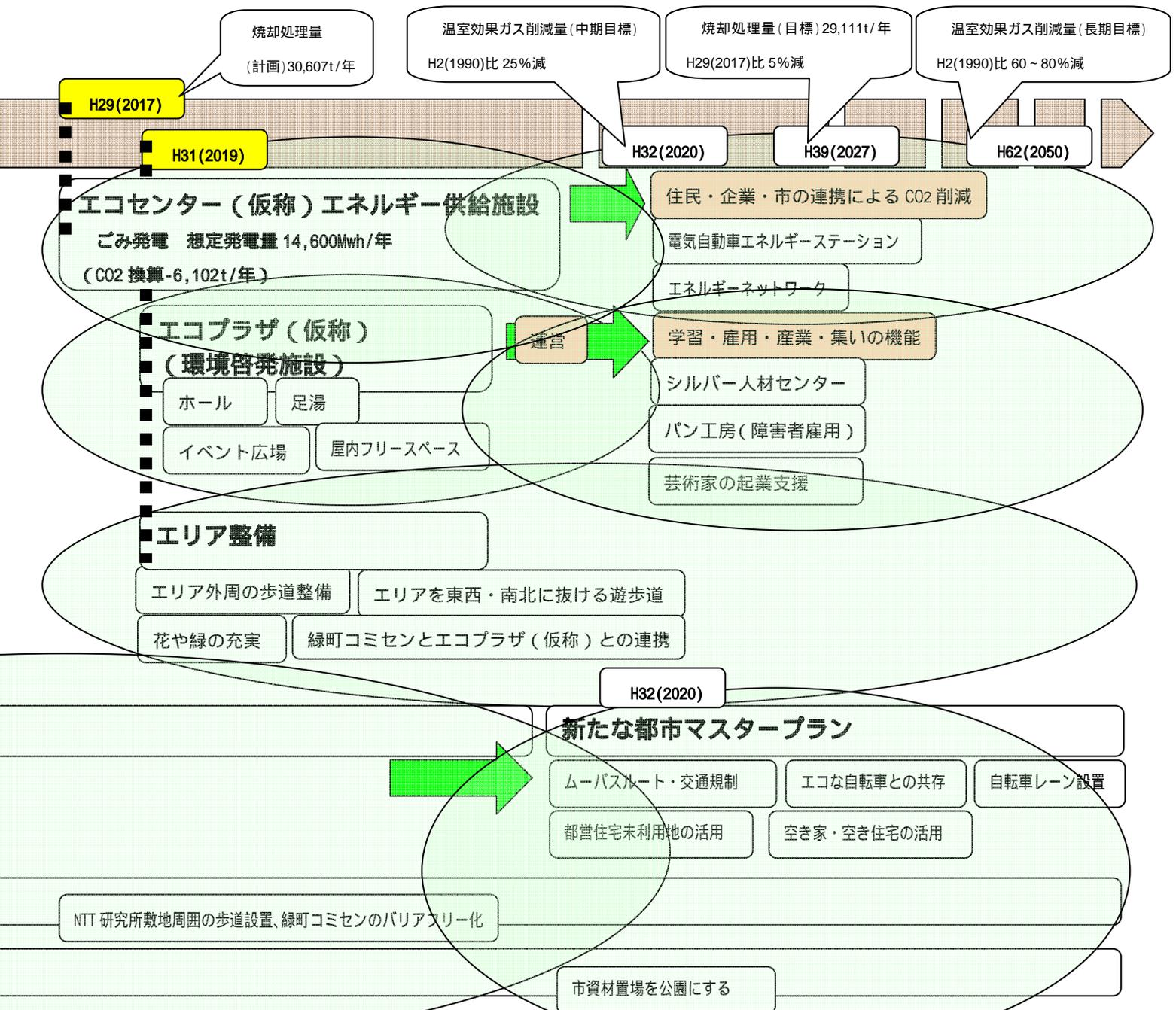
# 提言

当協議会では、'エコセンター(仮称)'と'エコプラザ(仮称)'を軸に、以下の3つのテーマを展開し、「低炭素社会の実現に向けたモデル地域としての取り組み」を実現することを提案する。

“地域力”の向上  
 学習、雇用、産業、集い  
 などの機能を導入し  
 地域の活力の更なる  
 向上に役立てる

まちづくりとの連携  
 さまざまな上位計画や  
 整備事業と連動し  
 よりよいまちづくりに  
 貢献する

未来へ進化



## 今後の検討の進め方についての提案

### 【委員会】

委員会は、まちづくり検討委員会による「市民参加」で行うクリーンセンターの建て替えについての検討における『第一段階』を引き継ぎ、次のステップとして、施設基本計画についての提言をまとめてきた。新施設は平成29年度稼働を目指しているが、さらに平成29年度現施設解体、平成30年度最終整備を予定しており、最終的な形が見られるのは平成31年度と予想され、この「長い旅路」にようやくレールが敷かれたにすぎない。クリーンセンターは本市における最重要なインフラの一つであり、市は委員会の提言を最大限尊重する。

今後は、委員会の提言を基に、市は施設基本計画を策定し、さらに、市は委員会の提言を実現すべく、技術的な見地により安全面、安定度、環境面、コスト面の観点から検証を行い、次世代型環境文化施設としての役割を担うべく建築に関する基本設計を含む発注仕様書を作成し、事業者選定へ進むことになる。その過程において、市民参加による検討組織をつくる。また、その時に運営管理の現場などの意見を取り入れられるよう留意する。

また、まちづくり検討委員会から引き続き、新施設の建設は、市民一人一人が出すごみに起因する課題であり、全市民的な取り組みとして長期的に継続する必要がある。今後も、「全市民によって共有すべき参加と協働の哲学」を最大限に貫き通さなければならない。

### 【協議会】

新施設は平成29年度稼働を目指しているが、さらに平成29年度現施設解体、平成30年度最終整備を予定しており、長期的なスタンスに立って進めていく必要がある。そのため、協議会の任期である3月までに、「施設・周辺整備」の方向性、基本的な考え方をまとめ、その後の「施設・周辺整備」の具体的な整備方法については、協議会をベースとした組織を存続させ、長期的な視点に立って継続的に市と検討を行っていくことが必要である。以上のことから、新施設及び周辺整備をよりよいものにするため、長期的なスタンスに立って進める。

### 今後のスケジュール

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本計画	生活環境影響調査 地質調査 発注仕様書作成	都市計画変更 土壌汚染状況調査 事業者選定作業	実施設計 事業者決定		新施設整備工事		新施設稼働 現施設解体	外構工事 リニューアル既存事務所等	最終形

#### お問い合わせ

武蔵野クリーンセンター 管理事務所

(住所) 〒180-0012 武蔵野市緑町3-1-5

(電話) 0422-54-1221

(FAX) 0422-51-9194

(E-mail) cnt-clean@city.musashino.lg.jp